

平成二十二年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅サービスの種類	訪問介護	訪問介護ステーション	名称	所在地	取消年月日
株式会社WEST	青森市浪岡大字銀字杉田六二の					弘前市中野五丁目二五の五	平成三・四・三	

青森県告示第三百四号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（地理識別子整備業務）
- 二 作業期間
平成二十一年九月二十八日から平成二十二年三月二十六日まで
- 三 作業地域
青森市
八戸市
十和田市
三沢市
むつ市

青森県告示第三百五号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（基盤地図情報整備業務）
- 二 作業期間
平成二十一年十月二十七日から平成二十二年三月二十六日まで
- 三 作業地域
七戸町
六戸町

青森県告示第三百六号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）
- 二 作業期間
平成二十一年五月十五日から平成二十二年三月三十一日まで
- 三 作業地域
青森県内全域

公 告

青森県地域防災計画修正の要旨

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の規定により青森県地域防災計画（以下「計画」という。）を修正したので、同条第四項の規定に

よりその要旨を公表する。

平成二十二年四月二十一日

青森県防災会議会長

青森県知事 三 村 申 吾

一 計画修正の趣旨

青森県防災会議は、昭和三十八年に地域防災計画を作成して以来、毎年これに検討を加え、必要に応じ修正を行ってきたところであるが、国の防災基本計画の修正等を踏まえ、今般、災害対策全般にわたって修正を行ったものである。

二 計画修正の年月日

平成二十二年三月十七日

三 計画修正の主な内容

風水害等編

第一章 総則

第一節 計画の目的

防災における自助・共助の重要性を踏まえ、住民、企業、関係機関が連携を強化して、日常的に減災のための県民運動の展開を図ることとした。

第四節 各機関の実施責任

防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めることとした。

第三章 災害予防計画

第七節 企業防災の促進

災害時における企業の事業継続計画（BCP）の策定を推進するため、県及び市町村等の防災関係機関は、情報提供などにより支援に努めることとした。

第十節 災害時要援護者安全確保対策

市町村は、地域に居住する災害時要援護者の実態を把握し、災害時要援護者一人一人に対応した支援計画を策定することとした。

第十八節 土砂災害予防対策

気象台と県の共同発表による土砂災害警戒情報の運用開始に伴い、市町村において避難勧告等の発令基準を定めるなど、災害応急対策と地域住民の安全確保に努めることとした。

第四章 災害応急対策計画

第一節 気象予報・警報等の発表及び伝達

- 一 大雨、洪水、大雪等の気象警報・注意報発表基準の改正に伴い、新たな基準に基づく発表・伝達を実施することとした。
- 二 洪水により相当な損害が生じるおそれがある河川についての情報提供や市町村長による避難勧告等の発令判断等の目安を明確化した洪水予報基準、水防警報基準に基づく水防管理者への通知と住民への周知を図ることとした。
- 三 土砂災害警戒情報の運用開始に伴い、市町村への伝達及び報道機関や関係機関を通じて県民への周知を図ることとした。
- 四 気象業務法改正に伴い発表が開始された噴火警報等について、関係機関及び県民への周知を図ることとした。

地震編

第三章 災害予防計画

第五節 防災教育及び防災思想の普及

各防災関係機関における緊急地震速報を受信した場合の適切な対応について、防災教育の実施に努めるものとした。

第七節 防災訓練

県及び市町村において実施する総合防災訓練の実施にあたり、緊急地震速報に関する訓練を取り入れるよう努めることとした。

第四章 災害応急対策計画

第一節 津波警報等・地震情報等の発表及び伝達

- 一 気象庁の津波に関する予報及び警報として、従来の津波警報及び注意報に加え、「津波予報」の発表・伝達を実施することとした。
 - 二 緊急地震速報（警報）について、住民への伝達に努めるとともに、平時から利用方法などの周知・広報に努めることとした。
- その他「風水害等編」の修正に合わせて諸対策の充実を図ることとし、所要の修正を行った。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十二年年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（焼却・溶融）業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十二年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

青森 R E R 県境再生共同企業体

青森市大字戸門字山部二八の八

六 契約金額

一トン当たり三万三千元

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

ものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十二年年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（焼却・焼成その1）業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十二年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

八戸セメント県境再生共同企業体

八戸市大字新井田字下鷹待場七の一

六 契約金額

一トン当たり三万五百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

ものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十二年年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（焼却・焼成その2）業務

一 式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部環境再生対策室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十二年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

奥羽クリーンテクノロジー県境再生共同企業体

八戸市城下四丁目二の五

六 契約金額

一トン当たり三万四千四百四十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

ものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十二年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（焼却・焼成その3）業務

一 式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部環境再生対策室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十二年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

マテリアル共同企業体

下北郡東通村大字尻屋字八峠一

六 契約金額

一トン当たり三万五千五百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

ものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十二年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（最終処分その1）業務一

一 式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部環境再生対策室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法
随意契約

四 契約の相手方を決定した日
平成二十二年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所
三戸ウェイストパーク県境再生共同企業体

六 契約金額
一トン当たり二万円

七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項
第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした
ものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令  
第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、  
同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十二年年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（最終処分その二）業務一  
式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県環境生活部県境再生対策室

三 契約の方法  
随意契約

四 契約の相手方を決定した日  
平成二十二年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所  
青森クリーン共同企業体  
むつ市大字奥内字二又二二

六 契約金額  
一トン当たり二万二千五百円

七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項  
第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした  
ものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令
第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、
同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十二年年度県境廃棄物浸出水処理施設運転・維持管理業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県環境生活部県境再生対策室

三 契約の方法
随意契約

四 契約の相手方を決定した日
平成二十二年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

クボタ環境サービス株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一五の一

六 契約金額

七千四百五十五万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、中市筒口土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年四月二十一日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	手倉森 齊	三戸郡五戸町大字倉石中字天満二九の一	平成三〇・三・三
監 事	時田 宏	字下タノ沢頭六の一	"

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、稲生川土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規

定により公告する。

平成二十二年四月二十一日

上北地域県民局長 小 林 巧 一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	種市 廣	三沢市大字三沢字中平一五の一	平成三〇・三・五

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、榎林土地改良区の定款の変更を平成二十二年三月二十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十二年四月二十一日

上北地域県民局長 小 林 巧 一

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、姉沼土地改良区の定款の変更を平成二十二年三月二十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十二年四月二十一日

上北地域県民局長 小 林 巧 一

土地改良法の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、砂土路川土地改良区の定款の変更を平成二十二年三月二十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十二年四月二十一日

上北地域県民局長 小 林 巧 一

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、十和田土地改良区の定款の変更を平成二十二年三月二十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十二年四月二十一日

上北地域県民局長 小林 巧 一

雑 報

青森県新産業都市建設事業団理事長、非常勤の理事及び監事の報酬並びに費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月二十一日

青森県新産業都市建設事業団理事長 三 村 申 吾

青森県事業団規則第一号

青森県新産業都市建設事業団理事長、非常勤の理事及び監事の報酬並びに費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団理事長、非常勤の理事及び監事の報酬並びに費用弁償に関する規則（昭和三十九年二月青森県事業団規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「給与条例」という。）」を「特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）」に、「受ける職員」を「受ける同条例第五条に規定する委員等」に改める。
別表第一を次のように改める。

知識経験を有する者のうちから任命された監事	区 分		非常勤の理事		設置団体の監査委員である監事		報酬の額
	月額	日額	月額	日額	月額	日額	
月額	二四、〇〇〇円	日額	一八、〇〇〇円	月額	二八、〇〇〇円	日額	一八、〇〇〇円
日額	一八、〇〇〇円	月額	二四、〇〇〇円	日額	一八、〇〇〇円	月額	二八、〇〇〇円

附 則

この規則は、平成二十二年五月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭